

「相続登記」の義務化

法テラス八雲法律事務所 弁護士 森田 寛
(函館弁護士会所属)



■令和6年4月1日から、「相続登記」が義務化されます。今までには、土地や建物の登記について、亡くなった人の名義のままでもペナルティはありませんでした。しかし、故人名義のままの土地が多くなった結果、現在、誰が土地を所有しているのか、登記簿を見てもわからないことが増えてしました。このような「所有者不明土地」を増やさないために、新たに「相続登記の義務化」が決定されました。

■そもそも、相続登記はどのように行えばよいのでしょうか。親が亡くなつた場合、そのお子さん達が相続人となります。相続人の間で、誰が土地や建物を取得するのかを話し合うことを遺産分割協議と呼んでいます。遺産分割協議の結果、土地や建物を取得する人が決まれば、その方を所有者とする相続登記を行います。

■このように、相続人の間で話し合いができる場合は、相続登記はスムーズに行うことが可能です。しかし、登記が親よりもさらに上の世代のままであると、相続人が数十人となつており、相続人間で話し合うことが難しい場合があります。相続人が多数の場合や、相続人が行方不明で話し合いができない場合、義務化された相続登記を行うことができません。このまま、相続登記をしないままでいると、ペナルティを科されることになつてしまふのでしようか。

■相続登記が義務化されるのと同時に、「相続人申告登記」という制度も新たに作られることになりました。「相続人申告登記」とは、早期の遺産分割協議が難しい場合、相続人の一人が、自分が相続人であることを法務局に申告する手続きです。この申告を行うことで、相続登記を行つていい場合のペナルティを回避することができます。

さて、当事務所では、みなさまからの法律相談を承っております。一定の要件を満たす方であれば、3回まで無料法律相談を承ることもできます。お気軽にご相談ください。相談予約のお電話は、「法テラス八雲法律事務(☎050-3383-8366)」までお寄せください。

八雲警察署からお知らせ

秋のヒグマによる人身被害の防止

9月はヒグマが冬眠に備えて、食料を探して活動が活発となるので注意しましょう

ヒグマとの事故を防ぐために

- 複数で行動し、鈴やラジオ等を携帯しましょう。
- ヒグマの出没情報等を確認しましょう。
- ゴミの処理には注意しましょう。
- フンや足跡などを見つけたら、すぐに引き返しましょう。
- ヒグマに遭遇したときは、落ち着いて行動しましょう。

北海道警察【https://twitter.com/HP_tiiki】

秋の交通安全運動の実施



秋の全国交通安全運動
9月21日～30日

交通ルールやマナーを守り
無事故で家に帰りましょう

北海道警察



【問い合わせ先】函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110